

(整理番号 2 4 0 7)

長野地方最低賃金審議会
第 3 回長野県最低賃金専門部会 議事録

令和 6 年 12 月 3 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 8 月 2 日 10 時 00 分 ~ 11 時 58 分 長野労働局 1 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事録			
開会			
○岡田賃金室長			
<p>それでは定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会、令和 6 年度第 3 回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。まずは定足数の確認です。本日は委員 9 名中 8 名のご出席をいただいておりますので、最賃審議会令第 5 条第 2 項に基づき本部会は有効に成立していることをご報告します。また、本日は 2 名が傍聴に、報道機関 1 社が取材に来られていることを併せてご報告いたします。それでは、これからの審議につきまして、倉崎部会長よろしくお願いたします。</p>			
○倉崎部会長			
<p>皆さん、おはようございます。本日第 3 回の専門部会ということでありまして、活発な議論をもちろんお願いしたいのですが、ある程度結論を見据えた形で議論を進めていただければと思っております。本日もよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、前回に引き続き改正審議に入ります。本日の議事録確認委員を指名いたしますが、労働者代表委員からは山口委員、使用者代表委員からは聲山委員にそれぞれお願をいたします。</p> <p>さて、今回は労使双方から基本的な考え方をまずご提示いただき、質疑を行った上で金額</p>			

の提示まで行っていただきました。内容をおおまかに整理いたしますと、労働者代表委員からのご主張としては、やはり昨今の物価上昇に見合った最低賃金額の引上げが必要であるということ、今年度の企業の賃上げ状況も踏まえる、魅力ある長野のための人材確保、人材流出防止等にも着目した金額にすべきというような考え方に基づいて、現行の最低賃金額を52円引き上げて、時間給を1,000円にするのご主張であったと認識しております。この金額となった理由については、中賃目安額50円に、長野市の物価が高いことであるとか、人材流出防止を考慮し、その4桁という金額の見え方などを重視して2円を追加する、おおまかにはこういうような趣旨だったと理解しております。

他方、使用者代表委員からのご主張としては、中小事業の賃金支払い能力を重視すべきであること、物価高は企業にとっても同じであるし、より体力のない中小企業の状況に着目すべきであるということ、価格転嫁は道半ばで二極化の状況にあるということ、無理をして防衛的賃上げを行っている状況で、そうした実情を見失うと企業の廃業にもつながりかねないということ、地域の実情に見合った金額を決定すべきなどといったことを根拠として、現行最低賃金額を27円引き上げて、時間給を975円とするという趣旨のご主張であったと認識しております。この金額に至った理由としては、賃金改定状況調査結果第4表の中で、一番高い表のBランク、賃金上昇率2.9%を基に計算したものである、こういったご説明があったと認識しております。

それでは、労使それぞれで一昨日から本日までの間にご協議いただいたことがあろうかとも思いますので、基本的考え方の追加でありますとか、あるいは本日までに協議した内容等についてご発表をお願いしたいと思っております。

まず、労働者代表委員のほうから、今私が申し上げたような点について主張の補足等がございますか。

山口委員

基本的には今、部会長がおっしゃられた内容で特に目新しい追加項目等はございません。我々としての思いは前回申し上げさせていただきましたし、金額につきましても、使用者側の皆さんからのご提示もお伺いはしましたけれども、我々としてはしっかりと考え方をもちながら、52円、1,000円というものを提示させていただきました。いつもの年なら、という言い方もおかしいかもしれませんが、もう少し上をしっかりと目指してきておりますけれども、今回も非常に高い目安だということは我々も重々承知をしておりますので、極端な議論にならないように、プラスアルファをお願いすべきでないという判断の下で、前回申し上げたような内容を基にプラス2円ということを導き出しておりますので、これにつきましては、現行案で変更はございません。以上です。ほかに何か補足があればお願いします。

竹村委員

具体的なところでよろしいですか。資料21の7に、消費者物価指数の頻繁に購入する品目があります。右下のページ数が19のものです。その中に2023年10月から2024年の6月

の平均が 5.4%ということで、これは全国のものですが、参考の構成品目を見ると、食パンとかあんパンとか、確かに我々の購入するのが多いのかなと思っております。特に豚肉、パン、ソーセージ、卵の関係、野菜、それから一番最後にガソリンとあるんですね。ガソリンもここに品目で載ってきているということを考えると、またちょっと違う資料を見ていただいて、資料 27 の 6 ページに、これまでも櫻井委員がお話した生鮮食品を除く総合の消費者物価指数があるんですけども、これを見ると、やはり全国と長野市で 5 月までの指数のポイントを見ると、109.4 が長野市、全国は 107.5、東京は 106.7 ということで、東京はさらに低いですが、全国から長野市を比較すると、大体 2 ポイントくらい差があるということで、やはりこれを見るとガソリン代が、ウエイト的には長野市の場合は高いのかなという感じを受けております。ですので、今回目安は 50 円だったところで、さらにこの上乘せということを考えて、この 2 円分の上乗せがこういったところで考えられることではないかと思っておりますので、ガソリンとかそういったところも含めて、当然冬の灯油とかの燃料もこういうところに反映されてくるのかなと思いますので、そういったところを考慮いただきたいなと思います。以上です。

倉崎部会長

ありがとうございました。

櫻井委員

私もいいですか。今、竹村委員のほうから生計費に着目した資料の確認でしたが、私のほうとしては、やはり 52 円ということを労側で提示させていただいたところですけども、先日もしましたが、第 2 回の専門部会の資料 2、ウエイト率が書かれている部分ですが、52 円上げて 1,000 円になったとしても 17.5%の影響率ということですよ。使側の皆さんから提示いただいた 27 円だったとしても 14%で、そこで 3.5%程度が影響するということですので、今ほど竹村委員から申し上げた生計費のことなども考えれば、ぜひこの 52 円というところで決着をしていただければありがたいと思っています。それから、その影響率が載っている資料 2 の 6 ページから 9 ページあたりに、どのぐらいの時間給でどのぐらいの人が働いているのかという表がありますが、総数としては 6 ページの一番頭にあるように 29 万 8,675 人を対象としたものですけども、ずっと見ていただいて、1,000 円の節目のところを見てもらうと、999 円までのところで 5 万 2,231 名の方が働いていらっしゃるということで、それ以外の方が 1,000 円以上になっていることからすると、1,000 円以上の方が 24 万 6,444 名ということになってくるんですね。そういうことからしても、やはり多くの方がもう 1,000 円以上で働いているという実態がある中で、県の最低賃金の論議のだけが追いついていないのではいけないと思いますので、その意味でも 52 円引き上げて 1,000 円にさせていただきたいという主張であります。さらに第 2 回の資料 4、中央最低賃金審議会における第 2 回目安額に関する小委員会の配付資料で、長野県のグラフを抜粋したものがありましたが、その大きな字で 20 ページ、小さい字で 3 ページになりますが、長野県の一般労働者の賃金の棒グラフが示されています。見ていただくと分かりますとおり、やはり圧倒的に 1,000 円以上で

働いているという方が多くなってきているわけで、本当に1,000円以下のところはごくわずかな人数でして、先ほど見ていただいた資料2のデータとは違うこともお聞きはしていますけれども、いずれにしても、大多数の人がもう1,000円以上で働いているという実態もあるわけですし、やはり一つ1,000円ということを土台に置いた上で、長野県の皆さんに働いていただくということが妥当ではないかということをおし上げておきたいと思います。それから、第2回の資料6、今現在ハローワークのほうで募集がかかっている平均賃金、時給の上限と下限が書かれている部分ですが、見ていただくと圧倒的に下限においてももう1,000円を超えているところが多いということになっていますので、やはりこの実態からしても、長野県で最賃の論議をするところだけが九百数十円の話をしているということが、どうも実態とずれているんじゃないか、そういうことも強く感じるところであります。それから、ちょっと古い話ですが、7月29日の第2回本審の資料21-5を見ていただくと主要統計資料ということで、その38ページを見ていただくと、全国のパートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金の平均というのが上段にあって、下段にはパートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金の下限値が書かれています。そこに長野県も出ていて、表の右のほうを見ていただくと、令和6年3月、4月、5月とあるんですけども、見ていただいても分かるように1,050円台でなんですね、実際に募集されている下限が。こういう実態からしても、やはりここの論議が現場の実態とかけ離れたことをしてはいけないのではないかと、いうことを強く感じた資料でもあるということですので、そこら辺について、私のほうから申し上げておきたいと思います。私からは以上です。

井出委員

基本的には部会長がおっしゃっていただいた方向で考えておりますので、変化はありません。昨年もこの部会の中の総意として、価格転嫁ですとか生産性の向上についての要請といましようか、出させていただいているわけですが、それについて昨日も考え方として申し上げたとおり、今回も二極化という中で進んでいない状況もあります。特に小規模事業者の皆さんに目を向けていただくということが大事だと思いますし、昨日もお話がありましたように、ここ3年でかなりの数字の引上げがなされています。さらにまた今年は最高値という形で目安が出てきているという中で、相当な負担になっていることは想像に難くないところだと思っております。とりわけ小規模事業者の中で弱い立場、下請さん、2次、3次と行くと、さらに状況が厳しいと思っておりますので、そうしたことを考慮していきますと、やはり支払い能力というところにしっかりと目を向けていただいた中での審議が必要だと改めて思っているところですので、考え方としては特に変わりませんけれども、支払い能力に目を向けていただくところでご審議をいただければと思っております。

聲山委員

1,000円以上という話があったけれども、既に実態が1,000円以上であれば、最賃を50円上げる必要はないじゃない、もう既に1,000円以上だから。何で50円も上げるんですか。大体賃上げをやったことありますか。やったことがあれば分かると思うけれども、例えば50円

を上げて1日8時間、400円じゃないですか。20日稼働で月8,000円。それを12か月だと9万6,000円ですよ、9万6,000円、1人に対して。そこにボーナスを入れると十数万円になる。それを、例えば10人の会社でやれば百数十万円を上げるんです、小規模の企業が。そんなことはものすごく大変で、どうやってそこから原資を出すか。去年が40円上がっているから、たぶんこれまでに100万ぐらい上がっていると思うけれども、小規模企業が昨年人件費を100万円上げた、今年も百数十万円を上げる、とんでもないことです。賃上げをやった人じゃないと、これは絶対分らない。上げることに私は全然問題ないと思うし、上げてやったほうがいいと思いますが、急激過ぎる。小規模企業が生き残るために価格転嫁をしてもらいますと言っても中々上がらないし、人件費を年間100万円上げますと言っても上がらないし、けれども上げないと人が出て行ってしまふ、または採れない。生き残るために一気に50円、去年も40円で、今年は50円、とんでもなく急激過ぎるんです。もうちょっと実態に合わせて、上げるけれども実態に合わせてもうちょっと考えながら上げていかないと、1,000円を目指す、50円を目指すとやっていくと、本当に倒産が既に増え始めていますので、実態を見ながらやっていてもらいたい。だから3要素を公平に考えながらやっていてもらいたいというのが一番です。以上です。

山岸委員

よろしくお願ひします。先ほどの価格転嫁の話で、恐縮ですけれども、弊社もそうですが、仲間の会社さんも、基本的にお仕事をいただいている中では、過去何年ずっとコストダウンということで対応してきている中で、いきなり値上げのお願いは、本当に遠慮しながら、神経を使いながら行っているのが実態です。比較的原材料は認めていただきやすいというのは、やはり大手さんも同じ材料を買っていますし、集中購買しているのでボリュームで安くなるんですが、ほかの会社さんから聞きましたら、賃金のベースというのは各社さんによってまちまちというところがあるので、もともと人件費が高いと言われている会社さんがあるということもお聞きしております。基本的に弊社の仕事の内容ですと、やはり一つの部品をつくる時に、各機械の工程があって、そこに人件費、賃率ですとか、設備の償却費をかけてやっているんですけれども、その会社に値上げをお認めいただくときは、全部洗いざらい出さないと中々ご納得いただけないところです。今いろいろ行政機関で価格交渉のセミナーなどをやってくださっていて、全部出すのが正しいとはおっしゃらない先生もいますが、それで交渉してもちょっと高いと指摘を受けてしまうケースもあると聞いていて、中々価格転嫁というのは難しいなというのを感じています。やはり、前回はお話しさせていただきましたが、大手の調達の方は本当に一生懸命会社の方針に取って買わなければいけないという中で、ターゲット、目標価格があるので、それに準じてお仕事をされていらっしゃるの、やはりそういったところですね。こちらとすれば価格の工程の積み上げ型のコストの原価計算をしていますし、メーカーさんのほうが、全ての中で大体この部品は幾らでというターゲットでやられているので、その部分で齟齬というか差がなかなか埋められないのかなというのを個人的には感じているところです。やはり支払い能力、中々原資が出せないというところも実際あるので、もともと人件費の比率が高い中でどうやって賃上げの原資を出していくかと

いう中で、乾いた雑巾を絞るように本当に切り詰められるところはできるだけやってきているところが実情ということでお話しさせていただきました。よろしくお願ひします。

倉崎部会長

ありがとうございました。ただいま労使双方から基本的な考え方等についてお示しをいただきました。ご趣旨としては前回ご提示いただいたものとほぼ変わらないという整理になるかと思いますが、今ほど労使双方から出た考え方に関して、何かご意見などあれば交換をしていただきたいと思います。

竹村委員

聲山委員の話ですが、確かにおっしゃるとおりで、10人いれば年間100万とか、ボーナス含めるともっとということもあるんですが、考え方とすると、最低賃金というものは少し抑えながら、各企業で賃金を決めて人材を確保してくださいねというような考え方なので、要するに何かダブルスタンダードみたいな取扱いのようなところが見受けられますが、そういう形も一つだとは思いますが、ただ、そこにずっといらっしゃる企業の皆さんたちは賃金が上がらないということで、当然少し高いところに人は流れていくような気がするんですけども、そういう考え方がよいのか悪いのかは私も分からないですが、そういったダブルスタンダード的な考え方もあるのかなという印象は受けました。なので、今回そういう形を持ってやるということになると、長野県は魅力的には欠けてくるところもあるのかなというのは私の感想です。

倉崎部会長

今のご指摘に関して何かございますか。

聲山委員

確かに最賃が上がると、例えば今まで1,050円でやっている会社があったとして、最賃以上じゃないかということで、結局最賃を上げるとそこが上げてくるというような。そこが非常に悩ましいところで、うちがいいやということではなくて、県内これだけ上がったから、じゃあうちの会社もと。競争でほかの会社もと。結局影響がいろいろな面ではかなり起きると思います。そうすると、非常に未満率と影響率以外にも影響が大きいのかなと思います。

倉崎部会長

ほかに、何かこの場で。

櫻井委員

よろしいですか。私は先ほど影響率の話とかそういうことを中心にさせてもらったところですが、やはり論議の原点として、今回中賃のほうでもそうだったんですが、やはり生計費というところをどう見るかが一番大きく取り上げられて、その上での目安が50円というのが

出てきたということがあるわけです。確かに先ほど聲山委員からあったとおり、一気に時給を50円、あるいは52円、さらにその上ということで上げていくとすると、今現在低いところも当然上げないといけないということになってくるし、今現在クリアできているところでも、県のほうがこれだけ上がったからうちも考えないということも、いろいろな効果が波及するものが出てくるとは思いますが、やはりそうはいつでも、そのぐらいの賃金の人たちが実際暮らしているということからすると、どうかというと、ここにいらっしゃる皆さんはその時給ということはないと思うのですが、やはり先ほど竹村委員のほうから出てきた頻繁に購入するもの、ああいうものからしても、あれはここにいらっしゃる皆さんもそうですし、最賃近傍で働いている人たちも、いわゆる食べるというところが強かったり、あるいは長野県だったらガソリンというようなことで、車がないとどうにもならないということがあって、みんなそのベース、土台のところは同じだと思うんですが、やはり最賃近傍で働いている人ほどその影響は大きいと思うんです。そういう人たちが今度暮らせないとすれば、やはり先ほどの話のように、賃金の高いところを検討せざるを得ないと、こういうことになっていくわけです。企業の皆さんとしては非常に大変なことなのかもしれませんが、働いている皆さんの生活ということを考えたとき、言ってみれば最賃近傍で働いている人たちは食べることさえ厳しくなっているということの事実がここにあるわけですので、そういうことからすれば、ぜひそのところ、企業の大変さ、支払い能力ということもありますが、やはり働いている皆さんの暮らしぶりということも着目していただけるとありがたいなと思いました。以上です。

倉崎部会長

ありがとうございました。

山岸委員

貴重なお話ありがとうございます。本当に櫻井委員のおっしゃられるとおりですが、企業からすると会社の責務ですが、社会保険料を会社で負担しております、その負担が非常に大きいということを感じております。私も勤めていた経験があるのですが、どちらかというと手取りの金額しか見ないところはありますが、将来の自分の年金の原資になるものも、これは当てつけで言っているわけではないんですが、企業として負担をしているというところは、ご理解を賜っているとは思いますがそういうこともございますので、よろしく願いいたします。

倉崎部会長

ほかによろしいですか。

山口委員

それぞれの考えは、それぞれの立場でそのとおりということでありますけれども、やはり最賃法の第1条には、労働者の生活安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争というこ

とが謳われているわけです。二極化が極端に進み過ぎると上げられないところは抑える、そして上げるところをどんどん上げればいいじゃないかという話になると、やはり公正な競争ができなくなるということも一つあるわけです。そういうことから、ある程度、先ほどの話八ローワークで1,050円を超えるような募集しか出てこないということであれば、やはり企業側の皆さんにはご負担はご苦労かもしれませんが、最賃は一定のところまではしっかり上げさせていただいて、競争がしっかりできるような環境を無理にでも整えさせてもらうというのが、やはりこの審議会の大きな一つの役割ではないかと考えておりますので、ぜひ、これから具体的にいろいろもっともっと審議に入ると思いますけれども、そんなことも踏まえながら審議をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

井出委員

逆に法律で縛るといふところにかかってくるので、やはり今お話しいただいたように、単に賃上げだけでなく、社会保険料も含めて全体のパイが広がって上がっていきますので、全体を見ていただいて、法律で縛る部分と経営者の皆さんの経営判断で上げていく部分と、そのバランスと申しますが、全て法律で縛って無理に引き上げていくということではなくて、様々な指標ですとか、採用に当たっての金額、そういったものも全て見ながら経営判断の中で上げていく部分、採用の中であってももちろんいいわけですので、単に法律だけにこだわることなく、経営判断の部分と法律で見る部分と法律でみる部分と、その辺はきちんと考えていかなければいけない部分ではないかと思ひます。

倉崎部会長

ありがとうございました。現時点での意見交換はこのぐらいでよろしいでしょうか。特につけ加えてというのはいかがでしょうか。よろしいですか。現時点で労使双方の金額に隔たりがありますので、今後の協議の進め方についてご意見を伺いたひと思ひます。伺う内容としては、個別協議に切り替えて審議を行うか、引き続き全体で審議を行うかということになりますが、この点につきまして、まず労働者代表委員はいかがでしょうか。

山口委員

今、それぞれ考え方を申し上げましたので、これからは個別にさせていただければと思ひます。

井出委員

それで進めてもらっていいです。

倉崎部会長

個別というご意見がありました、それでよろしいということで。では、労使双方から個別協議の意向があることを確認いたしました。次にその個別協議につきまして、公開とするか、あるいは非公開とするかについてお諮りしたいと思ひます。この点について、まず労働

者側代表委員のご意見はいかがでしょうか。

山口委員

恐らく具体的な細かなところまで入ってくるということで、デリケートな部分があると思いますので、いったん非公開にさせていただければと思います。

倉崎部会長

分かりました。この点につきまして、使用者側のご意見としては。

井出委員

それで同様に。

倉崎部会長

分かりました。公益委員としても議論の重要性を確保するという意味で非公開が相当と考えますので、二者の個別協議については非公開とさせていただきます。進め方としましては、まず公労、次いで公使の順で行いたいと思いますので、使用者側の委員はいったん席を外していただきますようお願いいたします。

岡田賃金室長

それでは、この後の個別協議につきましては非公開ということになりましたので、傍聴者、報道機関の皆様方は退室のほうをよろしく願いいたします。労使委員の方々につきましては、控え室をご用意してありますので、こちらのほうで待機をよろしく願いいたします。傍聴人の方々は1階の玄関ロビーのところでお待ちいただければと思います。会議の再開については、追ってお知らせをいたします。それではよろしく願いいたします。

< 個別協議 >

倉崎部会長

それでは公開の上で、全体協議を再開します。

これまで公労、公使の個別協議を行いました。本日の開始時点と同じご主張で労使ともに変わることがないことを確認しました。現時点で労働者側のご主張は時間額 1,000 円、使用者側のご主張は時間額 975 円、25 円の隔たりがあるという状況でございます。現在の状況を踏まえ、協議を継続して、次回専門部会に結論を得ることが適当であると考えます。したがって、予備日の8月5日月曜日の午前10時に改めてお集まりいただきたいと思っておりますが、そのような進行でよろしいでしょうか。

(労使委員から「異議なし」を確認)

よろしいですね。それでは8月5日月曜日の午前10時に開催するというので、それまでに労使双方の委員の皆様のご準備をお願いいたします。

最後に事務局から何かございますか。

岡田賃金室長

8月5日午前10時の第4回専門部会の会場は、労働局2階会議室に変更となります。以上でございます。

倉崎部会長

現時点で、労働者代表委員、使用者代表委員から何かございますか。

(労使委員から「なし」を確認)

倉崎部会長

よろしいですか。現時点でほかになければ、本日の部会を閉会することとします。

皆様、本当にお疲れ様でした。

閉会